

さいたま市訪問型短期集中予防サービスモデル事業業務 仕様書

1 件名

さいたま市訪問型短期集中予防サービスモデル事業業務

2 履行場所

さいたま市西区、大宮区及び岩槻区 外

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日まで

4 目的

さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「さいたま市総合事業」という。）において、要支援認定者及び基本チェックリストに該当した第1号被保険者（以下「要支援認定者等」という。）に対し、専門職が居宅を訪問し、生活機能上の問題・課題及びその背景・原因を把握・評価し、心身の状況や生活環境に応じた日常生活動作、生活機能の改善に向けた相談支援を短期間集中的に行うことで、サービス利用者が要介護状態等になることを予防するとともに、自ら継続して介護予防に取り組み、介護保険サービス、インフォーマルサービス、地域の住民や家族のサポートなどを通じて、地域で自立した生活が維持できるようにすることを目的とする。

5 対象者

対象者は次の要件を全て満たす者とする。

- (1) さいたま市西区、大宮区又は岩槻区内に在住で、対象地域内で在宅生活を送っている者
- (2) 要支援1あるいは2の認定を受けた者又は基本チェックリスト該当者のうち、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの結果、訪問型短期集中予防サービスの利用により身体機能及び生活行為の改善が見込めると判断された者

6 対象人数

30名程度

7 サービス提供場所

原則として、対象者の居宅とする。

8 人員配置

(1) 実施主体

本業務の実施主体は、医療機関、指定介護サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者であって、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）及び管理栄養士（以下「専門職」という。）を派遣できる体制を整備するものとする。

(2) サービス提供従事者に関する基準

雇用関係にある従業員等、受託者の指揮監督の下にある専門職を利用者の居宅に派遣し、別表のとおり、必要な支援内容に応じたサービスを提供するものとする。

9 業務内容

(1) 事前打ち合わせ

契約締結後速やかに、委託者、受託者及び介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントを実施する地域包括支援センターの3者で、参加者やプログラム内容の共有等を目的とした打ち合わせを行う。

(2) 同行アセスメント支援

地域包括支援センター等の担当ケアマネジャーから求めがあった場合、対象者1名につき1回に限り、担当ケアマネジャーに同行し、訪問型短期集中予防サービスの利用により身体機能及び生活行為の改善が見込める者かの判断について支援することが出来る。

(3) 事前調整・サービス提供前ケースカンファレンス

サービス提供の開始予定時期、実施期間等を調整する。次に、地域包括支援センター等の担当ケアマネジャーと担当専門職などと、利用者の心身の状況や改善可能性、課題等についての共有を図るとともに、効果的なサービス提供とするためのカンファレンスを行う。なお、介護予防のための地域支援個別会議に提出したケースの場合はその限りではない。

(4) 事前・中間・事後評価

サービス提供に際して考慮すべきリスクや利用者等のニーズ、居宅生活における生活機能の状況等を把握するため、専門職は、地域包括支援センター等が作成した「利用者基本情報」、「基本チェックリスト」及び「介護予防サービス・支援計画書（以下「ケアプラン」という。）」等を参考に、サービス提供の初日に事前評価を行う。その際、専門職は、科学的介護および厚労省の示す介護予防ガイドラインなどのアセスメント指標を利用することとし、利用開始初期、中間、最終にて効果判定を実施し、報告書へ記載することとする。

(5) サービス提供

ア 目的及び内容

a 運動器の機能向上

ADL、IADLといった日常生活における動作の改善に向けた適切な運動や、動作の工夫に関する助言、指導とその実践を屋内外にて行うものとする（屋外の例：階段昇降、バス停や通いの場までの歩行、自動車への乗降車など）

b 生活行為・環境改善

自宅内外の生活行為・環境の改善に関する助言、指導とその実践を行うこと。趣味活動、就労、利用者のしたい、してみたいことを実現するために興味関心の高い行為をアセスメントして実現に至るサポート、及び閉じこもり予防の取組を含む

c 摂食嚥下・会話

摂食嚥下および会話に関する機能改善に向けた助言、指導。摂食嚥下においては食事形態の提案と実践、家族指導を含む。会話支援においては主に発声・発語の機能改善および代替手段の提案と実践、家族指導を含む。

d 栄養改善

低栄養予防のための効果的な栄養摂取など食生活の改善に関する助言、指導

e その他

a～dのほか、居宅生活の自立度を高めるために専門職が行うにふさわしい助言、指導。特にケアマネジメントにおける目標に沿ったような取り組みを指す。

イ 実施期間等

サービス提供開始日からおおむね3か月間を1コースとし、サービス提供前カンファレンスに基づき、アのa～bを必ず実施し、c～eのうち効果的なサービスを選択して組み合わせて行うことも可とする。

ウ 実施回数等

週1回程度、10回以上実施することとし、1回当たりの提供時間は、60分～90分を基本とする。

(6) マニュアル作成

業務における成果や課題を踏まえて、履行開始から履行完了までを網羅したマニュアルを作成する。

10 利用者負担金

参加者の利用料は、無料とする。

11 実績報告書等の提出

- (1) 受注者は、サービス提供を行った月の翌月10日までに、以下のとおり実施報告書等をさいたま市いきいき長寿推進課に提出する。

ア 短期集中予防支援訪問サービス実施報告書

イ 短期集中予防支援訪問サービス利用状況（利用明細）

- (2) 受託者は、業務終了後、「9 業務内容」における(6)で作成した業務マニュアルを委託者に提出するものとする。なお、本業務の成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）はさいたま市業務委託契約基準約款（以下「約款」という）第4条の規定に基づき、さいたま市に帰属する。

12 委託料

- (1) 対象経費は、本業務の運営に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助金、扶助費とする。
- (2) 受託者は、業務終了後、業務報告書を併せて速やかに完了報告書を提出し、委託者による履行検査に合格した場合に、さいたま市業務委託契約基準約款の定めにより速やかに請求するものとする。委託者は、請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に支払いを行うものとする。

13 安全管理等

- (1) サービス提供従事者の清潔保持及び健康管理のための対策を講じるとともに、委託業務に係る施設、設備、備品等の衛生的な管理や感染症の発生及びまん延防止に努めること。
- (2) 事故を未然に防ぐことができるよう、参加者の健康状態を把握する。また、本事業参加中の体調の変化には十分注意を払い、事故やけがに備えること。
- (3) 事業を安全に実施するため、事故発生時の対応を含めた安全管理マニュアルを整備する。なお、契約締結後速やかに、委託者に安全管理マニュアルの写しを提出する。
- (4) 本事業参加中での万が一の事故やケガに備え、傷害保険に加入する。なお、傷害保険は一人当たり補償額が死亡・後遺障害500万円、入院日額3,000円、通院日額1,500円以上のもので、保険加入の事務手続き及び経費は受託者の負担とする。なお、傷害保険証の写しは、契約締結後速やかに、委託者に提出する。
- (5) 天災その他やむを得ない理由により、プログラムを中止する場合には、別の日程で再調整し実施すること。

14 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとする場合は、あらかじめ書面により市と協議し、承認を得なければならない。この場合においても、本業務の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

15 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、契約締結後本委託に関する次のア及びイの書類を委託者に提出する。なお、書類の内容については、事前に委託者と協議する。また、配置する職員に変更等が生じる場合は、予め委託者に連絡することとし、変更後、速やかにイの書類を委託者へ提出する。

なお、ウについては、完了報告書と併せて提出する。

ア 各業務の責任者及び組織体制

イ 職員名簿（免許、修了証書等資格を有することを証明するものを含む）

ウ 業務報告書

- (3) 受託者は、事故を早期に発見し、迅速かつ適切な処置をとるとともに、委託者に連絡する。
- (4) 受託者は、各業務上緊急に必要と認められるとき（災害、火災、停電、断水）は臨機の措置を行い、かつ措置について委託者に遅滞なく報告する。
- (5) 受託者は、業務上知り得た市の秘密事項を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約の解除後及び期間満了後においても同様とする。
- (6) 受託者は、業務の実施にあたって、委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、委託者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負う。
- (7) 受託者は、業務の実施にあたり、地域包括支援センターと連携協力を図るものとし、ケアプランの目標等を共有し、目標に即した効果的なサービスを提供する。
- (8) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定める。なお、本仕様書に記載されていない事項であっても、法令により義務付けられている事項及び軽微な変更など業務上当然に必要な事項については、業務履行の範囲に含まれる。
- (9) 受託者は、業務の履行において、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 10 条及び附則第 4 条の規定に基づき委託者が定めた地方公共団体等職員対応要領を踏まえ、委託者が提供することとされている障害者に対する合理的配慮に留意する。
- (10) 受託者は、業務を履行するにあたり、人権の尊重を基本とするとともに、人権に関する社員研修の実施等により、業務従事者が人権に配慮することができるよう努めること。

別表

	運動器の 機能向上	生活行為・ 環境の改善	摂食嚥下・会話	栄養改善
理学療法士	○	○	×	×
作業療法士	○	○	×	×
言語聴覚士	×	×	○	×
管理栄養士	×	×	×	○